

専用栓分割に関する覚書

このたび、下記の給水装置場所の給水申込みに関し、管理用の第一止水栓（管理バルブ）を設置するにあたって、本覚書を提出します。

管理バルブより内側の維持管理につきましては、申込者が行います。その他、常滑市水道事業給水条例を遵守するとともに、漏水ほか、異常があった場合はすみやかに修理します。また、修理に係る費用については、申込者側で負担します。

記

給水装置場所

常滑市

年 月 日

常滑市水道事業

常滑市長 殿

申 込 者 住 所

〔給水装置〕
〔所有者〕 氏 名

印